

## 月次総会議事録

令和6年（第7回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年7月24日（水）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 堀江 保充   | 2 都倉 正    | 3 井相田 つや子 |
| 4 道清 真有子  | 5 東田 富能   | 6 馬田 禧紹   |
| 7 橋本 末弘   | 8 前田 祥道   | 9 藤原 正樹   |
| 10 都倉 澄子  | 11 岡本 善四郎 | 12 庄司 学   |
| 13 長井 義弘  | 14 柳 晴久   | 15 柿本 真千代 |
| 17 久保田 四郎 | 18 丸山 良作  |           |

### 欠席

### 事務局

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 局長   | 桑山 隆  | 次長 | 中村 浩孝 |
| 農地係長 | 池田 健司 | 主査 | 橋本 英  |

### 農林水産課

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 農政係長 | 畑中 慎介 | 事務員 | 甲斐 彩香 |
|------|-------|-----|-------|

### 現地調査（西地区）

7月18日（木） 午前8時50分から

丸山副会長、井相田総務委員長代理、長井委員、道清委員 事務局3名

### 現地調査（東地区）

7月18日（木） 午後1時30分から

丸山副会長、井相田総務委員長代理、庄司委員、柳委員 事務局3名

馬田 禎紹 会長 議長席へ

開会時刻 午前 10時00分

議長 ただ今より、令和6年第7回の月次総会を開催いたします。  
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 17名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、18番 丸山 良作 委員、1番 堀江 保充 委員、両名よりお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第64号を議題といたします。  
議案第64号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

- 1 神野町西条 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。新設農家。
- 2 八幡町上西条 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。
- 3 平荘町池尻 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。新設農家。
- 4 平荘町小畑 [ ]、[ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。

議案書 2 ページをご覧ください。

5 東神吉町升田 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。

6 西神吉町鼎 [ ]、[ ] 平米 外 1 筆、計 [ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。新設農家。

7 西神吉町鼎 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、株式会社 [ ] へ。新設農家、賃貸借権設定。

8 志方町廣尾 [ ]、[ ] 平米 外 1 筆、計 [ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家のうち、1 番、3 番及び 6 番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。また、7 番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～2 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、7 番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号 14 番 柳です。7 月 18 日木曜日、午後 3 時 5 分より、丸山副会長、井相田委員、庄司委員と私、事務局 4 名の合計 8 名で、議案第 64 号 7 番の借人である株式会社 [ ] 代表取締役の [ ] さん、所有者で貸人の [ ] さん、本申請代理人の行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

借人は加工用野菜の卸売をされていますが、このたび株式会社 [ ] [ ] として申請地を借り受けて新たに農業に参入しようとするものです。参入の経緯については、もともと別に加工用野菜の卸事業の会社を経営されており、農家さんと直接やりとりし、生産者のおかれた状況が見えてくる中、高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境が年々厳しくなっている状況を知り、生産から販売までを担うことで、地域農業に貢献することを目指したいと思われたとのことでした。

キャベツを販売用として生産される計画で、農機具はリースで確保されています。通作は車で本社から片道 30 分とのこと、余り遠くとは感じておられないとお話でした。代表取締役本人と取締役の妻と二人で会社を立ち

上げられ、まずは自分たちで、実際に作るという経験を積みながら進めていくもので、今後、規模拡大も視野に入れ、状況を見ながら従業員の雇用を考えていきたいとのことでした。また、キャベツ以外に、ゆくゆくはジャンボピーマンなどの作付けも考えておられ、地元の特産品になればとの思いや、将来は地元雇用や農業発展につなげたいとの気持ちも、お聞きすることができました。

所有者で現耕作者の■■■さんに教えを請いながら取り組まれるとのこと  
で、新設の農家として、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第64号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第64号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第64号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第65号を議題といたします。

議案第65号の20件については、6月11日から7月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第66号を議題といたします。

議案第66号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さん。非F I T太陽光発電設備用地。疎明書添付。

2 志方町高畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん。非F I T太陽光発電設備用地。

3 志方町高畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん。非F I T太陽光発電設備用地。

4 志方町高畑■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。非F I T太陽光発電設備用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

また、1番の案件については、隣接農地所有者からの同意書が添付できない旨の疎明書が添付されており、転用事業者及び隣接農地所有者から聞き取り調査を行っています。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査された西地区調査班の委員の報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年7月18日、調査者は、丸山副会長、井相田総務委員長代理、長井委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第66号の1番。申請の土地の位置は升田の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が田及び宅地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第66号の2番。こちらは議案第67号の6番と一体事業ですので、合わせて報告いたします。申請の土地の位置は高畑の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田及び道路、西が田及び水路、南が道路、北がため池となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第66号の3番。こちらは議案第67号の5番と一体事業ですので、合わせて報告いたします。申請の土地の位置は高畑の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田及び水路、西が田、南が道路、北がため池となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第66号の4番。申請の土地の位置は高畑の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田及び水路、西が雑種地、南がため池、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上3件、地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。議案第66号の1番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく疎明書が提出されている件について、7月18日木曜日に、丸山副会長、井相田総務委員長代理、道清委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者である■■■さんからヒアリングを行いました。■■■さんによると、家のすぐ近くで太陽光パネルができると、反射光や音の問題があり耐えられないこと、また、夜9時頃にアポなしで自宅訪問されたことなどから、同意できないとのことで怒っておられました。また、農業上の支障はないか尋ねたところ、それはないと思うとのことのお答えでした。お話を伺う中で、設置後の草刈りの対応などのことも聞いておられなかったため、同意するかどうかはともかく、もう少し事業説明を受けられてはどうでしょうかと尋ねたところ、そうしますとおっしゃっていました。事業者の説明不足のように感じました。

次に、申請人から委任を受けた松本行政書士からヒアリングを行いました。同意書が添付されていない理由については、何度か訪問したものの、なかなかお会いできず、お会いしたときには事業に反対されていたため押印いただけなかったとのことでした。隣接の■■■さんが事業の詳細の説明をお聞きしたい意向をお持ちであることをお伝えすると、説明に行きますとのことでした。

隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、再度説明に伺うとの確約もあり、農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第66号について、ご意見を承ります。

議長 1点確認です。その後、事業者が説明に行かれたという報告はありますか。

事務局 事務局から補足説明いたします。17日の聞き取り調査当日に■■■さん宅へ電話連絡し、20日に訪問することが決まり、20日に設置業者が訪問されたとお聞きしました。訪問時には、■■■さんが懸念されていた反射光や音の影響について事業者が説明を行い、同意書まではいただけてないようですが、事業について理解いただいた、との報告がありました。以上です。

議長 ほかにご意見等はございませんか。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。最近現地調査や立会などで、太陽光がどんどん増えています。草刈りをされていないところも多く、将来的に追いついていくのでしょうか。

議長 事務局、何かありますか。

事務局 草刈りがどこまで追いつくかという質問だったかと思います。転用事業者が土地を取得するなり、4条の場合でしたら所有者がそのまま残るわけですが、自分の敷地内の土地を管理するということについては、その土地が農地であってなくても、自分の土地は自分で管理する必要がございます。十分に草刈りがされるかについては、農業委員会として、現況が農地であれば定期的なパトロールなどで確認する必要がありますが、農地でなくなった場合は、地域の方等に見ていただいきまして、不十分なところがあれば、太陽光発電所には必ず看板が設置、これは義務付けられていますので、そこに電話を掛けて督促するなどもしていく必要はあると感じています。以上です。

藤原委員 賃貸の場合は、地主さんが草刈り、管理をするのですか。

事務局 そうですね。ただ、委託契約で業者を呼んでいる場合もありますが、看板にあがっている名前は、4条の場合は地主さんです。

藤原委員 地主さんが高齢など、事情があって管理できなくなった場合はどうなりますか。

事務局 ほかの農地であっても同じなんですけど、できない場合は、親族に頼むなり、業者さんにお金を払ってやっていただくなり、する必要があります。

藤原委員 わかりました。

議長 ほか、この件につきまして、ご意見等はございませんか。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第66号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第66号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長

次に、議案第67号を議題といたします。

議案第67号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局

議案書10ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

議案の説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書10ページの1番について、備考欄に建築許可申請併願、始末書添付を追記、また、4番について、備考欄に建築許可申請併願を追記いただくようお願いします。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 野口町水足[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さんへ。住宅用地。使用貸借権設定、建築許可申請併願、始末書添付。

2 八幡町野村[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社[ ]へ。非FIT太陽光発電設備用地。

3 八幡町宗佐[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さんへ。露天資材置場用地。疎明書添付。

4 西神吉町岸[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さん 外1名へ。住宅用地。使用貸借権設定、建築許可申請併願。

議案書11ページをご覧ください。

5 志方町高畑[ ]、[ ]平米 外2筆、計[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さんへ。非FIT太陽光発電設備用地。賃借権設定。

6 志方町高畑[ ]、[ ]平米 外1筆、計[ ]平米。[ ]さんから、[ ]さんへ。非FIT太陽光発電設備用地。賃借権設定。

7 志方町雑郷[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社[ ]へ。非FIT太陽光発電設備用地。疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

また、3番及び7番の案件については、隣接農地所有者からの同意書が添付できない旨の疎明書が添付されており、転用事業者及び隣接農地所有者から聞き取り調査を行っています。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年7月18日、調査者は、丸山副会長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第67号の1番。申請の土地の位置は水足の北西、現況は休耕田及び雑種地。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が水路及び道路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、乾推進委員でした。

次に、議案第67号の2番。申請の土地の位置は野村の北、現況は保全管理。申請地の周囲は、東が田、西が水路、道路及び雑種地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第67号の3番。申請の土地の位置は宗佐の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が宅地、西が放棄田、南が水路及び道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から7番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年7月18日、調査者は、丸山副会長、井相田総務委員長代理、道清委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第67号の4番。申請の土地の位置は岸の南東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が道路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第67号の5番及び6番については、さきほどの議案第67号で報告いただきました高畑の4条許可分と一体的な転用となりますので、省略させていただきます。

次に、議案第67号の7番。申請の土地の位置は雑郷の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が雑種地、南が田、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。議案第67号の3番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、7月18日木曜日に、丸山副会長、井相田総務委員長代理、庄司委員、柳委員と私、事務局3名の合計8名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者である■■■さんと■■■さんについてですが、事務局によると、■■■さんは来所するとの事でしたがお見えになりませんでした。また、■■■さんは欠席のご回答をいただいております。

続いて申請者の聞き取りを行いました。申請者である■■■さんご本人及び申請代理人である岸井行政書士が出席されました。まず、河川敷に隣接している農地で、資材置き場としての利用が河川増水時に大丈夫なのか申請者に聞いたところ、当該農地は水面よりも高い位置にあり川の増水時も農地まで水が上がってきたことはないとおっしゃっていました。次に、同意書が添付されていない理由について、■■■さんについては、お会いしたものの、個人的な感情により同意を得られておりません。■■■さんについては、連絡先がわからなかったのですが、事務局より連絡先を教えていただいたので、これからお会いし同意をもらうとの事でした。

現地調査では申請地も隣接農地もここ十数年作付けは行われておらず放棄田となっており、隣接水路についても機能の保全はされる計画となっているため、隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、7番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。議案第67号の7番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、7月18日木曜日に、丸山副会長、井相田総務委員長代理、長井委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、同意書に押印のなかった隣接農地所有者である■■■さんについては、ヒアリングへの出席依頼をしたもののお越しになりませんでした。

次に、申請人事業者から委任を受けた株式会社■■■の■■■さんからヒアリングを行いました。今回の申請を行うにあたり、隣接農地所有者である■■■さんについては、別の隣接農地所有者である■■■さんを通じて、地元在住の■■■さんに任せるとの意向を示され、■■■さんに口頭で承諾いただいたとのことでした。また、事業者の管理規程では年2回以上の草刈りを行うこ

ととなっていることや、今後自治会と協定書を結ぶ予定であるとの説明がありました。

書面での同意はありませんでしたが、実際に維持管理されている方の同意も得ていることから、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第67号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第67号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第67号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第68号を議題といたします。

議案第68号の2件については、6月11日から7月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第69号を議題といたします。

議案第69号の14件については、6月11日から7月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第70号を議題といたします。

議案第70号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願

い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第70号 非農地証明願承認のこと。

1 西神吉町鼎■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成15年頃より。

2 志方町投松■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成14年9月頃より。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査された西地区調査班の委員の報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年7月18日、調査者は、丸山副会長、井相田総務委員長代理、長井委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第70号の1番。申請の土地の位置は長慶の北東。申請地には倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第70号2番。申請の土地の位置は投松の西。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、東田委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第70号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第70号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第70号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第71号を議題といたします。

議案第71号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長       ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長       次に、議案第72号を議題といたします。

議案第72号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課   失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書21ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数 3戸、農地の中間的受け皿となる者の数 1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数 8戸。筆数12筆、面積12,719平米です。

続きまして、22ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書23ページ・24ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料7ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長       農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長       異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第72号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午前10時50分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年7月24日

署名委員(18番)

署名委員(1番)